

約款 対比表

平成 24 年 3 月 26 日

(赤字部分は追加または変更箇所)

現 行	変 更 後
<p>第 36 条 (解約)</p> <p>お客様が次の各号または第 23 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されます。ただし、解約時においてお客様の証拠金取引における未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。なお、「オプション口座」のみの解約は受け付けますが、「証拠金口座」のみの解約は受け付けできません。「証拠金口座」を解約した場合は、自動的に「オプション口座」も解約されます。</p> <p>(1) ～ (10) 省略</p> <p>(11) お客様が店頭デリバティブ取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し偽計もしくは威力を用いて当社の信用を棄損し当社の業務を妨害したとき、その他違法な行為を行ったとき</p> <p>(12) お客様が店頭デリバティブ取引を行うにあたり、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等により取引を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(13) お客様の取引が、適合性原則等その他諸法令に照らし、過度に投機的な取引であると当社が判断したとき</p> <p>(14) お客様の年齢が、満 76 歳に達した際に記入していただく確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解されていないと当社が判断したとき</p> <p>(15) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し本口座の解約の申し出をしたとき</p>	<p>第 36 条 (解約)</p> <p>お客様が次の各号または第 23 条に掲げる事項のいずれかに該当した場合、本口座は解約されます。ただし、解約時においてお客様の証拠金取引における未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。なお、「オプション口座」のみの解約は受け付けますが、「証拠金口座」のみの解約は受け付けできません。「証拠金口座」を解約した場合は、自動的に「オプション口座」も解約されます。</p> <p>(1) ～ (10) 省略</p> <p>(11) お客様が反社会的勢力でないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき</p> <p>(12) お客様が店頭デリバティブ取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、虚偽の風説を流布し偽計もしくは威力を用いて当社の信用を棄損し当社の業務を妨害したとき、その他違法な行為を行ったとき</p> <p>(13) お客様が店頭デリバティブ取引を行うにあたり、端末機器、接続回線またはプログラムの不正な操作または改変等により取引を行ったと当社が判断したとき</p> <p>(14) お客様の取引が、適合性原則等その他諸法令に照らし、過度に投機的な取引であると当社が判断したとき</p> <p>(15) お客様の年齢が、満 76 歳に達した際に記入していただく確認書類を提出していただけない場合及び確認書類の内容を理解されていないと当社が判断したとき</p> <p>(16) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し本口座の解約の申し出をしたとき</p>
<p>第 38 条 (電子交付)</p> <p>お客様は、店頭デリバティブ取引に関して当社からお客様へ交付することが金融商品取引法及び同法に関連する政令で義務付けられている書面を電子的な方法で交付することに同意するものとします。当社から交付する書面の種類は、取引報告書面兼証拠金受領通知書面、残高通知書面及び入金通知書面です。</p> <p>また、契約締結前交付書面も電子交付いたします。</p>	<p>第 38 条 (電子交付) (契約締結時の書面の交付)</p> <p>お客様は、店頭デリバティブ取引に関して当社からお客様へ交付することが金融商品取引法及び同法に関連する政令で義務付けられている書面を電子的な方法で交付することに同意するものとします。当社から交付する書面の種類は、取引報告書面兼証拠金受領通知書面、残高通知書面及び入金通知書面です。</p> <p>また、契約締結前交付書面も電子交付いたします。</p>

現 行	変 更 後
<p>2. 当社は次に掲げる方法により電子交付を行います。</p> <p>当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法。</p> <p>3. お客様が当社から各種書面の電子交付を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧ソフトまたは当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトまたは当社の専用取引システムを必要とします。</p> <p>(必要ソフトは当社取引システムにより異なります。)</p> <p>4. 法令等の変更、監督官庁の指示あるいは当社が必要と判断した場合、電子交付に代えてすでに電子交付されている書面も含めて、紙媒体により交付等を行う場合があります。</p>	<p>当社は、お客様に対し、金融商品取引法及び同法に関連する政令で義務付けられている契約締結時の書面として、取引報告書面兼証拠金受領通知書面、残高通知書面及び入金通知書面を電子交付するものとし、お客様は、これに同意するものとします。</p> <p>2. 当社が交付した書面の内容について、15 日以内にお客様から問い合わせがなかった場合、その内容について疑義のないものとします。</p> <p>3. 当社は次に掲げる方法により電子交付を行います。</p> <p>当社の電子交付の方法は、当社が契約しているデータセンターで運営されているホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等にお客様ファイルを設け、当該お客様ファイルに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する 方法ものとします。</p> <p>4. お客様が当社から各種書面の電子交付を受けるためには、当社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧ソフトまたは当社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトまたは当社の専用取引システムを必要とします。</p> <p>(必要ソフトは当社取引システムにより異なります。)</p> <p>5. 法令等の変更、監督官庁の指示あるいは当社が必要と判断した場合、電子交付に代えてすでに電子交付されている書面も含めて、紙媒体により交付等を行う場合があります。</p>
平成 23 年 9 月 10 日現在	平成 24 年 4 月 1 日現在